

「林野火災注意報・林野火災警報」の運用開始について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な山火事は、鎮火まで40日間かかり平成以降で最大規模の山林が焼失するなどの深刻な被害をもたらしました。山火事の発生原因の多くは、たき火など人為的な要因だと言われています。

林野火災の予防を目的とし、比企広域消防本部では「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の運用を開始します。貴重な財産や豊かな森を火災から守るために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

林野火災注意報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になったときには、林野火災注意報を発令し、火災予防条例に定める**火の使用の制限**について、対象区域に**努力義務**を課することになります。

林野火災警報について

林野火災の予防上危険な気象状況になったときには、林野火災警報を発令し、火災予防条例に定める**火の使用の制限**について、対象区域に**義務**を課することとなります。

発令基準について

林野火災注意報

1月から5月までの間で、以下の①又は②いずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき

林野火災警報

1月から5月までの間で、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発令された場合

解除基準について

発令基準に該当しなくなった場合は解除します。

発令対象区域について

森林法第2条の規定に基づく木竹が密集して生育している区域となります。

火の使用制限について

(下記6項目が林野火災注意報発令中は**努力義務**、林野火災警報発令中は**義務**となります。)

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内で喫煙しないこと
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む)取灰又は火粉を始末すること

林野火災警報発令時「火の使用制限」に従わなかった場合

30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報発令時のお知らせ方法

発令時は、いずれかの方法でお知らせします。

- (1) 比企広域消防本部ホームページ
- (2) 住民向け災害情報メール

(3)消防車両による巡回広報

林野火災警報発令時のお知らせ方法

発令時は、いずれかの方法でお知らせします。

- (1)比企広域消防本部ホームページ
- (2)住民向け災害情報メール
- (3)消防車両による巡回広報
- (4)各自治体の防災行政無線及び防災メール

消防署への届出について

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、あらかじめ管轄の消防署へ届出が必要です。

※届出により、警報発令中の火の使用の制限が免除されるわけではありません。